

## 乙種防火戸とは

防火地域、準防火地域に指定されている場所には延焼の恐れのある部分にある開口部(窓、出入り口)には防火戸を取付けなければなりません。  
(延焼の恐れのある部分とは、道路中心線または隣地境界線から2階以上の階では5m以内、1階では3m以内の範囲あたる部分を指します。)

### 防火戸の条件

- \* スチールサッシ又はアルミサッシに網入りガラスを入れたもの。
- \* 骨組みを鉄製とし、厚さ0.8mm以上1.5mm未満のもの。
- \* 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さ35mm未満のもの。
- \* 骨組みを防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さ12mm以上の木毛セメント版または9mm以上の石膏ボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったものなど。

平成2年6月建設省告示第1125号の施行により、防火試験に合格して品質保証などの決められた条件を満たせば、鉄製以外の材料でも防火戸として建物に使用することが可能になりました。